

特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

〈国公労連〉戦争法は許さない 「憲法尊重・擁護の義務」を負う 国公労働者として

鎌田 一

平和運動は労働組合の姿勢が問われる

国公労連は、日本国憲法をまもり、くらしや行政に活かすことを一貫して運動の中心課題に据えてきた。それは、①国家公務員の役割が日本国憲法に由来すること、②労働組合の役割が組合員の生活向上であり、その土台が平和であること、③戦時中の公務員が戦争の奉仕者にさせられていたこと、④労働組合や民主団体が改憲勢力との対抗軸であることなどからである。

第2次内閣発足直後から、安倍首相が「戦争する国づくり」を推進する姿勢を鮮明にしたことから、国公労連は、「憲法尊重・擁護の義務」担う国公労働者として憲法をまもる運動に力を注いできた。

とはいっても、職場の受け止めは様々であり、社会一般がそうであるように、「政治的に偏っていないのか」、「労働組合がなぜ平和のとりくみをするのか」という意見がないわけではない。すなわち、憲法などの平和の課題を前面に押し出す運動を展開するには、労働組合としての姿勢が問われる所以である。

平和運動を推進するための3箇条

平和運動を推進するために、心がけていることは、主に次の3点である。

第一は、労働組合の役割である組合員と家族

の生活改善、つまり、要求把握とその実現にむけた運動が日常的に職場組合員に見えることである。これは、あたりまえであると言えばそうであるが、このとりくみ抜きに、組合員からの信頼は得られない。そのためには、情報発信を含めて、役員の不断の努力が必要であり、日々の積み重ねが大事であるという点で、最も重要な点である。こうした組合員との信頼関係を築いてこそ外に足を運ぶ運動にも理解が得られるのである。

第二は、学習と人材育成である。学習について重視する観点はおおむね2点である。1つは、公務員の労働条件は、すべての労働者の労働条件と表裏一体であり、労働条件改善のためには、世論の理解と支持や政治革新などが必要であることをそれらの関連を明らかにしながら学習することである。2つ目は、労働組合の歴史、とりわけ第2次世界大戦を経た激動の歴史を伝えることは重要である。とりわけ国家公務員は、後述するように、自らの役割と労働条件が大きく変わることとなった背景やその事実を伝えていくことが運動の発展や人材育成には欠かせない。すなわち、いまある平和や安定は、先人たちの努力がその礎にあることと、努力抜きにそれは保てないことを学ぶのである。

第三は、憲法をまもり、それを活かすことと表裏一体である民主主義と人権を大切にする姿

勢である。一部には、「労働組合が平和の課題をとりくむべきでない」という主張に流され、平和の課題を取り上げないよう腐心している場合がある。これは、書店が民主主義フェアを自粛したり、各方面で政治的「中立」に名を借りた偏見を押しつけ、平和の課題から敬遠させようとする最近の動きと同根である。

こうした動きを見聞するに際に、「ファシズムは日常の中に潜んでいる」の言葉と、16世紀のフランスの10代の思想家エティエンヌ・ド・ラ・ボエシの著書「自発的隸従論」を思い出す。前者は、説明するまでもないが、後者は、要するに支配・被支配の関係は、軍事力などの力による場合だけではなく、支配される側が圧政に対しても反対せず、むしろその権力者を維持しようとする状態を自発的隸従と指摘している。まさに、いまの日本がその状態になりつつある。

したがって労働組合も、日本国憲法で保障された思想信条の自由や結社の自由などの基本的人権へのこだわりが必要である。一部の声の大きなものに流されるのではなく、議論を重ねて筋を通すことを忘れてはならない。

以上のことを日常心がけながら運動を進めなければならないと肝に銘じている。

日本国憲法は公務員の行動規範

憲法と公務員との関係は、平和運動を推進する上でも重要である。

戦後の公務員は、日本国憲法で「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」（第15条2項）と規定され、明治憲法下の「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」へとその役割が抜本的に転換された。これは、憲法の立憲主義に基づいて、一部の権力者等によって公正・中立な公務の運営が損なわれるこ

とを排除するための規定であり、国家公務員にとっては、身分保障とともに職務遂行には欠かせない規定である。

そして国家公務員は、憲法の要請に基づいて制定された法律に則り、国民の権利保障を担う様々な国の機関で各種施策を推進している。そのため公務員は、憲法第99条で「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定されているなど、日本国憲法は、公務員の職務の根本であり、行動規範ともいえる。

他方で近年、公務員制度は、大企業・財界が政治への影響力を強めている状況のもとで、その意向を反映しやすい制度へと変わりつつある。

それは、国の機関の削減、体制の縮小、規制緩和などで国の機能と権限を低下させたり、人事への過剰な介入、不公正な人事評価とそれによる処遇、予算配分など、使用者の権限を強化したり、様々な手法で少しづつ公務の職場に浸透してきている。

そのため職員は、「全体の奉仕者」としての使命を自覚しつつも、国家公務員法第96条の「職務専念義務」や第98条の「上司の命令に従う義務」などに縛られ、結果として政府・財界の意向に従わざるをえない現実がある。

いま、安倍政権が「企業が一番活動しやすい国」「戦争する国」づくりを掲げ、その方針のもとで経済政策や労働法制の規制緩和、沖縄新基地建設、原発再稼働などを推進する役割を国家公務員が担わされている。

こうした状況に直面しているいま、国家公務員労働者として、改めて憲法をまもり、それを活かし、真に労働者・国民のための民主的な行財政・司法の確立を求めて行かなければならぬ。それこそが労働者・国民の利益に結びつくのである。

「まもう憲法・国公大運動」の展開

国公労連は、8月27日～30日の第61回定期大会で新年度の運動方針として「まもう憲法・国公大運動」（以下、大運動）を推進することを確認した。この運動の主要な目的は、戦争法の廃止や憲法改悪阻止に全力をあげるとともに、憲法で保障された国民のくらしと権利を守るための公務・公共サービスの拡充をめざすことである。大運動のキャッチコピーとして、「ふたたび戦争の奉仕者にならない」を前面に押し出し、国公労連独自のポスター・シールを作成して、職場・地域からとりくみの気運を高めている。

大運動の推進体制として、国公労連本部と各単組委員長・書記長で構成する大運動推進本部を設置して、当面、以下のとりくみを推進することを確認した。

第一は、戦争法廃止にむけたとりくみである。「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が提起した2000万署名「戦争法の廃止を求める統一署名」にとりくむとともに、戦争法廃止の世論と運動を広げることを大運動の重点課題にすることを確認した。そのため国公労連は、「学び、伝え、行動する」ことをすべての組合員に呼びかけて、職場・地域から学習と署名のとりくみを軸に運動を展開するとともに、戦争法の問題点を家族や友人・知人など、多くの国民に知らせ、地域の集会・行動に積極的に参加することとした。

第二は、学習強化のとりくみである。とりわけ若い組合員向けに国公労連独自の資材を作成している。その一つは、憲法リーフ「憲法VS戦争」の発行である。リーフは、戦争法廃止と

憲法改悪阻止をなぜ国家公務員の労働組合がとりくむのかを1つのコンセプトとして、時々の情勢のポイントや解説、反対運動の広がりやネットを活用した情報把握方法などを伝えるとともに、戦時中の国の機関やそこで働く国家公務員がいかに戦争に協力させられてきたかを連載して、既に6号発行した（国公労連のHPの「データ・資料」の「宣伝素材」に掲載）。もう一つは、手軽に学習できる素材として、「10分間DVD」（HPにもアップ）を作成し、国会周辺の反対行動の模様や国公労連のメッセージなどを組合員に伝えている。さらに、国公労新聞特集号、「KOKKO」12月号、勤労者通信大学「憲法コース」の受講などの学習資料を一人ひとりの組合員に届けることを徹底し、通年をとおして学習をすすめることとした。

第三は、戦争法廃止の運動を継続・発展させ、政治の民主的転換をはかることである。そのため、総がかり行動実行委員会がとりくむ毎月19日の国会前行動、第三木曜日の宣伝行動に結集するとともに、原発再稼働阻止やTPP協定からの撤退など一致する課題での共同を推進する。

また、パンフレット「憲法を守る公務員労働者の権利と運動」を活用した学習を職場で実施し、今後の国政選挙や首長選挙にむけて「投票に行こう」の呼びかけを強めることとした。

第四は、春闘期から夏季闘争期にかけて、憲法改悪反対と国民本位の行財政・司法の確立をめざすことを目的としたキャラバン行動を展開することである。参議院選挙もにらみ、4～6月には、憲法をまもり、いかす公務・公共サービスの拡充や立憲主義を踏みにじる戦争法廃止にむけた世論を対話と共同（キャラバン行動）を広げるため、自治労連や全教など公務産別と

共同したとりくみを追求する。こうしたとりくみと結合させて各ブロック国公で実施する「行政体制の拡充を求める国会請願署名」の推進と地元選出国会議員への要請・懇談、地方出先機関の所属長への要請、主要駅頭での宣伝行動などを実施する。

第五は、憲法で保障された国民の暮らしや権利を守るために必要な公務・公共サービスの拡充を阻害している国家公務員の総人件費削減や地方分権改革：道州制の問題点を広げることである。そのため、1～5月にかけて、総定員法と定員削減計画による国の定員管理の問題点や柔軟な定員管理の必要性を訴えるビラ・リーフ等を活用し、職場での学習を強め、「総定員法廃止など国の定員管理に関する要求署名（仮称）」を推進し、憲法にもとづく国の役割を果たさせるため、予算・人員体制の拡充を求める。また、前記キャラバン行動などで、地元国会議員への要請・懇談を強めることとした。

国民の権利保障と定員管理政策

現在の国家公務員の定員管理は、1969年に成立した行政機関の職員の定員に関する法律（以下、総定員法）によって定員の最高限度を定めている。各府省の定員については、内閣が毎年の各府省の増員要求を査定して、そこから定員削減計画分を差し引くため、結果として、毎年総定員が減少している。

このしくみができるまでは、各府省の定員の増減については、各府省設置法の改正案として毎年国会で審議していた。ところが総定員法ができてから国会では、国の財政事情等を引き合いにした総人件費削減やそのための定員削減については、競い合って議論されるが、その際国の機関の役割や、個々の行政機関にどの程度の

定員が必要なのかについては、ほとんど議論されていない。

このような定員管理政策は、当初、行政需要の変化等を考慮して、定員を各府省にメリハリをつけて再配分することにあったが、総定員法施行前に約90万人であった国の行政機関の定員がいまや30万人を下回っており、メリハリをつけることができずに、単に削減が職場に押しつけられているのが実態である。

そのうえ定員査定では、各府省ともできるだけ純減を食い止めようと、新規施策で増員要求を行う傾向があるが、近年では純減が前提となっているため、結果として、毎年定員削減と業務量増がセットで負荷されるという矛盾が生じている。そのため、業務の簡素・効率化も万策尽きた状態で、行政需要に応えようと職員が懸命に努力しているが、恒常的な超過勤務などで過重労働が横行し、心身ともに健康が蝕まれる職員が急増するなど、もはや限界点に達している。

これ以上の総人件費抑制による定員削減は、行政機関の機能を脆弱にし、憲法で保障された国民の権利保障機能の低下を招きかねないことから、国公労連は、国民のための行財政・司法を確立する立場から、総定員法の廃止と定員削減計画の中止・撤回を強く求め、行政需要にみあつた増員による体制確保の必要性についての理解と支持を広げていくことも、「まもう憲法・国公大運動」の一環に位置づけた。

（かまた はじめ・国公労連書記長）